

防府市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱

平成30年8月24日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市が設置している基金の資金を一括運用し、また、その資金を債券で運用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(一括運用する基金)

第2条 一括運用する基金は、防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例第3条第1項で規定する積立基金とする。

(一括運用する基金の運用担当課)

第3条 一括運用する基金の資金運用は、総務部財政課が行うものとする。ただし、一括運用した基金の資金による債券の購入、売却の事務及び収益の各基金への配分額の決定については、出納室会計課が行うものとする。

(一括運用の収益)

第4条 一括運用した運用収益は財政調整基金の財産収入として代表して受け入れるものとし、運用収益の各基金への配分は、前年度末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに財政調整基金の財産収入から各基金へ収入更正により振替を行うものとする。なお、按分確定後、運用収益の変更があった場合は、財政調整基金の財産収入を増減して調整する。

(購入対象債券)

第5条 購入する債券は、元本及び利息の支払いが確実な下記の債券に限定する。

- (1) 国債（日本国国債）
- (2) 政府保証債（政府関係機関が発行する債券）
- (3) 地方債（地方公共団体が発行する債券）

2 購入した債券は、元本及び利息を確保するため、満期償還日まで保有するものとする。ただし、事業のため取り崩す必要が生じた場合や効率的に運用できる場合は、償還期限前に売却できるものとする。

る。

- 3 購入する債券は、資金需要への対応及び金利変動リスクに対応するため、満期まで20年以内の債券に限定する。

(債券の購入先)

第6条 債券の売買取引にあたっては、国内金利、債券売買の動向などの的確な情報の把握、売買取引における迅速性を確保する必要性から、情報提供・債券運用業務対応能力等を有し、保管金融機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる金融機関とする。

なお、金融庁から業務停止命令等の行政処分を受けているときは、新規の運用を見合わせ、約定日前の申込みは取り消す。

(基金の資金計画等)

第7条 積立基金の担当課長は、基金の積立て及び処分の金額及び時期を勘案し、翌年度以降10年間の資金計画(第1号様式)を作成し、財政課長に毎年3月に提出する。財政課長は、提出された資金計画(第1号様式)に基づき、年度の当初に、その年度の一括運用に係る基金の債券での最大運用限度額等を定めた運用方針を、部長決裁により作成し、債券による基金運用方針(第2号様式)により会計課長に通知する。年度の途中で運用方針が変更になった場合も同様とする。

(債券購入の基準)

第8条 購入する債券の基準は、次のとおりとする。

- (1) 購入金額が額面金額以下の債券(パーまたはアンダーパーの債券)
- (2) 購入金額が額面金額を超える債券(オーバーパーの債券)で、満期償還時までの受取利息の合計が、購入価格と額面金額との差額以上の債券
- (3) 金利状況及び流動性の状況等を総合的に判断して、資金の運用に最も有利であると判断される債券

(購入及び売却債券の通知)

第9条 会計課長は、債券の購入及び売却をした場合は、債券購入通知書（第3号様式）及び債券売却通知書（第4号様式）により、財政課長に通知する。

（債券残高の関係課通知）

第10条 会計課長は、購入した債券の残高確認等のため、財政課長に債券登録口座を有する証券会社の購入時点、3月末、9月末における取引残高報告書の写しを送付するものとする。

（債券管理台帳の整備）

第11条 会計課長は、債券購入後遅滞なく、債券管理台帳（第5号様式）を作成し管理するものとする。

（償還差損益等の処理）

第12条 債券の償還差損益等の処理は、次のとおりとする。

（1）経過利息

購入後最初の受取利息の歳計現金での調定は、経過利息相当額を減じた額で行い、基金に残った額を利用して債券の帳簿価格を減ずる。

（2）償還差益（アンダーパー）

満期償還日の属する年度において、歳計現金として全額調定を行う。

（3）償還差損（オーバーパー）

購入時に算定される差損を満期償還までの利子の配当回数で均等に分割し、毎年度の受取利息から、当該差損に相当する金額を歳計現金として調定せず、基金に残った額を利用して債券の帳簿価格から当該差損に相当する金額を減ずる。

（4）売却益

売却日に属する年度において、当該売却益を歳計現金として全額調定する。

（5）売却損

売却日の属する年度において、一括運用する基金の運用収益総額のうち、売却損に相当する額を歳計現金として調定しないこと

により処理を行う。

(債券管理状況等の報告)

第13条 会計課長は、月末における債券管理の状況を債券管理状況表（第6号様式）により総務部長、総務部次長及び財政課長を經由して市長に報告するものとする。

附 則

第1条 第4条に定める一括運用の収益は、平成30年度については平成30年10月1日から平成31年3月31日までの収益とし、配分の方法については別途定める。

第2条 第7条に定める各基金担当課が作成する資金計画は平成30年度については省略することとするが、財政課が作成する運用方針については、10月中に作成し、会計課に通知するものとする。

第3条 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式

財政課長宛	第 号 年 月 日		
課長名			
資金計画			
防府市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱第 7 条の規定に基づき、 年度から 年度までの基金の資金計画を次のとおり提出します。			
年度	積立金額	処分金額	基金残高
年度末	—	—	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円
年度	円	円	円

第 2 号様式

会計課長宛	第 号 年 月 日						
財政課長名							
債券による基金運用方針							
防府市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱第 7 条の規定に基づき、年度の債券による運用方針を定めましたので、下記のとおり資金の保管をお願いします。							
新規債券購入 最大運用限度額 ①	円						
新規債券の購入にあたっての依頼事項	銘柄 最低利回り % 満期償還までの期間 購入時期 その他						
既購入債券額 ②	円						
年度中に満期償還となる債券の取扱	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">銘柄</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">満期償還金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">償還金の取扱</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">現金化・債券購入</td> </tr> </table>	銘柄	満期償還金額	償還金の取扱		円	現金化・債券購入
	銘柄	満期償還金額	償還金の取扱				
		円	現金化・債券購入				
	債券購入の場合の依頼事項						
銘柄 最低利回り % 満期償還までの期間 購入時期 その他							
既購入債券の運用にあたっての依頼事項							
年度債券最大運用限度額 ① + ②	円						
備 考							

第 3 号様式

第 号 年 月 日				
財政課長 宛				
会計課長名				
債券購入通知書				
年 月 日付け第 号で通知のあった運用方針に基づき、次のとおり購入したので通知します。				
銘柄	購入日	購入先 証券会社	額面金額	購入金額
			円	円
			円	円
			円	円
		計		
備 考				

第 4 号様式

第 号 年 月 日						
財政課長 宛						
会計課長名						
債券売却通知書						
年 月 日付け第号で通知のあった運用方針に基づき、次のとおり売却したので通知します。						
銘柄	売却日	売却先 証券会社	簿価	額面金額	売却金額	売却損益
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
		計	円	円	円	円
備 考						

債券管理台帳

No _____

No				
購入債券の名称				
債券の区分				
債券の種類				
期間				
発行体				
発行日				
償還日				
利率(%)				
年間利子(円)				
利払日				
単価(円)				
購入金額				
購入額面金額				
経過利息(円)				
利回り(%)				
購入先				
登録機関				
管理口座への移管 手続き状況				
受 取 利 息	年度			
	合計額			
備考				

